

# 子供・若者育成支援推進大綱 点検・評価シート

項目：2．困難を有する子供・若者やその家族の支援  
(2) 困難な状況ごとの取組  
非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等

府省名：文部科学省

(1) 大綱策定(平成28年2月)から現在までの主な取組

## 【総合的取組】

学校、警察、児童相談所、保護観察所といった関係機関がチームを構築し、適切な役割分担の下に連携して対処する「サポートチーム」の効果的な運用を図るため、管区警察局との共催により問題行動に対する連携ブロック協議会を開催し、緊密な連携を図っている。

都道府県警察と都道府県教育委員会などとの間で締結した協定や申合せに基づき、非行少年、不良行為少年その他の健全育成上問題を有する子供に関する情報を警察・学校間で通知する「学校・警察連絡会議」が各地で構築されている。

## 【非行防止、相談活動等】

関係機関と連携した非行防止教室の開催などにより規範意識を養い、子供の非行防止に努めている。

矯正施設・保護観察所の概要等について説明した法務省作成資料「保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学等に向けた支援について」を教育委員会等の学校関係者に送付し、相互理解・連携の促進を図っている。

## 【薬物乱用防止】

薬物乱用防止教育の充実を図るため、厚生労働省や警察庁と連携して、小学校、中学校、高校において薬物乱用防止教室を開催している。また、厚生労働省と連携して、薬物についての有害性・違法性に関する正しい知識の周知に努めるとともに、小学生から大学生などに向けて、薬物乱用防止に係る啓発資料を作成し、広く配布している。

(2) 取組の進捗に係る自己評価

## 【総合的取組】

文部科学省・警察庁共催による「問題行動連携ブロック協議会」の開催

全国を6ブロック(北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州)に分け、毎年度2ブロックずつ実施

学校警察連絡協議会への加入割合

平成31年4月1日現在、全国の小・中・高等学校の約98%が加入 警察庁調べ

## 【薬物乱用防止】

薬物乱用防止教室の開催率(小・中・高等学校)

H25年度：73.5%

H29年度：83.5%

薬物乱用防止教室実施状況調査

### ( 3 ) 現在の課題と今後の方向性

#### **【総合的取組】**

教育委員会・学校と警察等との円滑な連携や情報共有を促す。

#### **【非行防止、相談活動等】**

警察等の関係機関と連携し、非行防止教室を開催するとともに、内容の充実を図る。

#### **【薬物乱用防止】**

薬物乱用防止教育の内容の充実を図るため、各学校における薬物乱用防止教室の開催を推進していく。

# 学校における薬物乱用防止教育の推進について

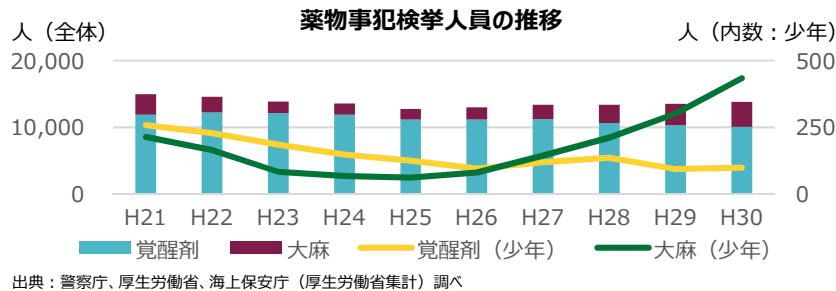
## 現状・課題

### 現状

- 薬物乱用防止教育の推進施策により、中・長期的には青少年による薬物乱用者は減少。
- 一方、近年、「大麻には有害性がない」といった誤情報の氾濫やインターネット等の普及により薬物を入手しやすい環境となったことで、大麻をはじめとする薬物事犯の低年齢化傾向がみられるなど、依然として青少年への広がり懸念される状況。

### 課題

- インターネット等の情報化の進展や、薬物乱用の低年齢化等の社会情勢を踏まえた指導が必要。
- 薬物乱用防止教室について、公立学校と比較して国立学校及び私立学校の取組が不十分。



## 第五次薬物乱用防止五か年戦略に基づく施策の推進

### 第五次薬物乱用防止五か年戦略（平成30年8月薬物乱用対策推進会議）

目標1「青少年を中心とした広報・啓発活動を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止」

#### (1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実

- ・ 薬物乱用防止教育の内容の充実強化
- ・ 薬物乱用防止教室の充実強化
- ・ 学校と警察等関係機関団体との連携強化
- ・ 研修等を通じた指導方法指導者の資質向上
- ・ 大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進

薬物乱用を未然に防止するため、児童生徒等が薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識を持ち、規範意識の向上が図られるよう、関係機関が連携した取組を推進。

### 平成29年度薬物乱用防止教室開催状況

	公立学校	私立学校	国立学校
小学校	79.8%	31.1%	40.3%
中学校	95.0%	43.8%	61.6%
高等学校	97.4%	58.9%	55.6%

## 学習指導要領における薬物乱用防止教育

学校における薬物乱用防止に関する指導は、学習指導要領に基づき、小学校では「体育」、中学校及び高等学校では「保健体育」を中心に、学校の教育活動全体を通じて指導を行うこととしている。

### 【小学校】

○ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。

### 【中学校】

○ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。

### 【高等学校】

○ 薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。

# 学校における薬物乱用防止教育の推進について

## 薬物乱用防止教育等推進事業

### 薬物乱用防止教育等支援事業

学校における薬物乱用防止教育等の充実強化を図るため、教育委員会と私立・国立学校関係者、警察、学校薬剤師等が連携して薬物乱用防止教育を推進するための協議会を組織し、指導者講習会の開催や啓発教材の作成等、効果的な指導方法を検討・実施するための支援を行う。

### 大学生等に対する薬物乱用防止啓発資料の作成

警察庁や厚生労働省と連携し、大学生が大麻をはじめとする薬物に関する正しい知識や規範意識を身に付けられるよう、大学等の入学時ガイダンスで活用することを目的とした学生向け薬物乱用防止啓発教材を作成、配布する。



### 薬物乱用防止広報啓発活動

薬物乱用防止に関する「広報啓発映像」及び「ポスター」を全国の高等学校等から募集し、優秀作品を活用して同年代の視点に立った広報啓発活動を展開する。



広報啓発映像

ポスター

## 各種研修会等における指導

直近の薬物情勢等を踏まえ、薬物乱用防止教育を一層推進するため、教育委員会や、私立学校、国立学校関係者を対象とした研修会における指導や、全国の学校関係者や学校薬剤師等を対象とした全国大会を実施。

### 教育委員会関係者を対象とした研修会

- 健康教育・食育行政担当者連絡協議会
- 学校保健全国連絡協議会 等

### 私立・国立学校関係者を対象とした研修会

- 私立学校主管部課長会議
- 学校法人の運営等に関する協議会
- 国立大学附属学校連盟副校団長会研究会 等

### 全国大会

- 全国学校保健・安全研究大会
- 学校環境衛生薬事衛生研究協議会

## 児童生徒の心と体を守るための啓発教材の作成

薬物事犯の低年齢化等も踏まえ、小学校5年生、中学校1年生、高等学校1年生を対象とした発達段階に応じて薬物乱用を含む健康について総合的に解説した啓発教材を作成する。

「わたしの健康」  
(小学生用)



「かけがえのない自分  
かけがえのない健康」  
(中学生用)



「健康な生活を  
送るために」  
(高校生用)



## 平成29年度「薬物乱用防止教室」開催状況

### 集計学校種：全校種

	調査回答校数	開催校数	開催率	(参考)H28開催率
合計	35,100	29,320	83.5%	82.5%
小学校	19,913	15,747	79.1%	77.3%
中学校	10,248	9,328	91.0%	91.0%
義務教育学校	102	85	83.3%	100.0%
高等学校	4,735	4,092	86.4%	86.3%
中等教育学校	102	68	66.7%	76.9%

### 集計学校種：公立

	調査回答校数	開催校数	開催率	(参考)H28開催率
合計	32,587	28,039	86.0%	84.9%
小学校	19,613	15,647	79.8%	78.0%
中学校	9,431	8,957	95.0%	95.0%
義務教育学校	92	83	90.2%	100.0%
高等学校	3,388	3,299	97.4%	97.3%
中等教育学校	63	53	84.1%	100.0%

### 集計学校種：私立

	調査回答校数	開催校数	開催率	(参考)H28開催率
合計	2,338	1,195	51.1%	49.8%
小学校	228	71	31.1%	28.6%
中学校	744	326	43.8%	42.2%
義務教育学校	6	0	0.0%	—
高等学校	1,329	783	58.9%	57.8%
中等教育学校	31	15	48.4%	43.8%

### 集計学校種：国立

	調査回答校数	開催校数	開催率	(参考)H28開催率
合計	175	86	49.1%	47.1%
小学校	72	29	40.3%	34.2%
中学校	73	45	61.6%	59.2%
義務教育学校	4	2	50.0%	—
高等学校	18	10	55.6%	52.9%
中等教育学校	8	0	0.0%	40.0%

子供・若者育成支援推進大綱  
点検・評価シート

項目：2．困難を有する子供・若者やその家族の支援  
(2) 困難な状況ごとの取組  
非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等

府省名： 厚生労働省

(1) 大綱策定(平成28年2月)から現在までの主な取組

**【薬物乱用防止】**

平成30年8月に策定した「第五次薬物乱用防止五か年戦略」の目標1として「青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止」を掲げ、関係省庁と連携しながら、学校における薬物乱用防止教育及び啓発充実等に取り組んでいる。

薬物乱用未然防止の観点から、小学生から青少年までの発達段階に応じた啓発読本の作成・配布を行っている。

都道府県等の関係機関と連携し、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等の国民的啓発運動を実施している。薬物依存症に関する正しい知識・理解を促進するため「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」の作成・配布を行っている。

正しい知識・理解の促進するため、薬物問題に悩む家族、相談窓口担当者、民間支援団体等に対し毎年全国6ブロックにおいて講習会を開催している。

依存症対策については、依存症者や家族等が地域の治療や支援につながるように、相談・治療体制の整備、民間団体の支援、人材の育成及び依存症に関する正しい知識の普及啓発等を実施している。

**【施設内処遇・社会内処遇を通じた取組等】**

平成27年度より児童自立支援施設の人員配置を4.5:1から3:1に改善するとともに、平成29年度より「社会的養護自立支援事業」を創設し、退所を控えた子どもに対する社会常識を取得するための支援や、自立生活への不安や悩み等の相談に応じるなど、自立のため必要な支援を行っている。

平成29年度より自立援助ホーム入居児童のうち、就職や就学が困難な児童の生活に係る費用について支援を行っている。

## ( 2 ) 取組の進捗に係る自己評価

### 【薬物乱用防止】

薬物乱用防止啓発訪問事業における、訪問箇所数及び啓発人数

- ・ 訪問箇所数 平成 27 年度：330 箇所 平成 30 年度：453 箇所
- ・ 参加者数 平成 27 年度：152,230 人 平成 30 年度：188,970 人

薬物乱用防止啓発訪問事業における情報発信事業（Facebook、Twitter）閲覧者数

平成 27 年度：759,806 人 平成 30 年度：1,296,581 人

家族読本の配布実績

平成 27 年度：188 機関（24,320 冊） 平成 30 年度：440 機関（43,657 冊）

平成 29 年度より、各地域において、薬物依存症の相談拠点（36 自治体）、専門医療機関（25 自治体）及び治療拠点機関（18 自治体）の設置を進めており、大綱作成時より支援体制が強化されるとともに、また、平成 29 年度より実施している依存症に関する普及啓発イベント等を通じて依存症に関する正しい知識の普及が促進された。

相談拠点、専門医療機関及び治療拠点機関は、平成 31 年 4 月 22 日現在

### 【施設内処遇・社会内処遇を通じた取組等】

「社会的養護自立支援事業」は、全実施主体（67 自治体）中 40 自治体（平成 29 年度実績）の実施となっている。

自立援助ホームの施設数は、平成 27 年度の 123 か所から平成 29 年度の 154 か所に増加した。

## ( 3 ) 現在の課題と今後の方向性

### 【薬物乱用防止】

大麻事犯の検挙人員が昨年、3,700 人を超え、二年連続で過去最高を更新し、またその半数以上が 10 代 20 代の若年層であったことから、青少年に対する大麻の危険性・有害性に関する正しい知識の普及がより一層重要と考えている。

一部の地域では、依存症の相談拠点、専門医療機関及び治療拠点機関が設置されておらず、また、依然として依存症に関する誤った認識による偏見等があるため、正しい知識の普及啓発の推進する必要がある。

### 【施設内処遇・社会内処遇を通じた取組等】

社会的養護経験者の自立支援については、引き続き、支援の充実を図るとともに、「社会的養護自立支援事業」の未実施自治体の実施を促す。

都道府県において、今年度末までに、自立援助ホームの実施など社会的養護の子どもの自立支援策の強化のための取組を含む「都道府県社会的養育推進計画」を策定することとしており、国としても、都道府県による計画の策定を支援する。



# 厚生労働省における薬物乱用防止普及啓発活動

## 青少年層への啓発

青少年の発達段階に応じた薬物乱用防止啓発読本を作成し、配布。

平成30年度実績

小学6年生保護者向け	...	133万2千部
高校卒業予定者向け	...	139万6千部
青少年(有職・無職の未成年)向け	...	20万部

## 様々な形態・媒体を通じた普及啓発の推進

小・中学校を始めとした教育機関等からの要請に基づき、薬物乱用防止教室等へ講師を派遣して、啓発を実施。また、FacebookやTwitterを活用して情報を発信。

## 薬物乱用防止指導員の資質の向上

薬物乱用防止指導員や都道府県の啓発担当者等が、最新の薬物情報に基づいて薬物乱用防止の普及啓発をできるよう、全国6箇所で開催

## 薬物乱用防止啓発読本

【小学6年生  
保護者向け】



【高校卒業  
予定者向け】



【青少年向け】





# 地域における国民的啓発運動

## 不正大麻・けし撲滅運動(運動期間:5月1日～6月30日)



【目的】 不正栽培と自生している大麻やけしを撲滅するため、発見、除去と大麻やけしに関する正しい知識の普及のための広報啓発

【主催】 厚生労働省、都道府県

【不正大麻・けし発見、除去本数】

平成30年度には大麻約73万本、けし約61万本を発見・除去。

## 『ダメ。ゼッタイ。』普及運動(運動期間:6月20日～7月19日)



【目的】 国民の薬物乱用問題に対する認識を高め、併せて「国連麻薬乱用撲滅デー」の周知を図る

国際麻薬乱用撲滅デー:昭和62年に開催された「国連麻薬閣僚会議」終了日

【主催】 厚生労働省、都道府県、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター

【主な実施事項】 6・26ヤング街頭キャンペーン、地域団体キャンペーン

## 麻薬・覚醒剤乱用防止運動(運動期間:10月1日～11月30日)



【目的】 薬物乱用による危害を広く国民に周知し、国民一人一人の認識を高めることにより、麻薬・覚醒剤等の薬物乱用の根絶を図る

【主催】 厚生労働省、都道府県

【主な実施事項(令和元年度国と県の共催による地区大会)】

北海道大会、埼玉大会、静岡大会、京都大会、愛媛大会、鹿児島大会

# 社会的養護自立支援事業等

## 1. 事業内容

【平成31年度予算】169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

### 社会的養護自立支援事業

里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助。

### [ 拡充内容 ]

- ・本事業による支援を受けながら、大学等への進学を希望する者に対して、以下の支援を行う。
  - 高校卒業後に浪人した者で進学の希望を引き続き持つ者等に対して、学習塾に通う費用等を支援
  - 4年制の定時制高校に通う場合や、やむを得ない事由による留年等により18歳到達後に高校等に通学する場合の授業料を支援
  - 本事業の支援を受けた後に、大学等へ進学する場合や就職する場合の支度費を支援
- ・対象者に母子生活支援施設に入所していた者で、18歳（保護の延長の場合は20歳）到達により保護を解除された者を追加

### 身元保証人確保対策事業

児童養護施設や婦人保護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

## 2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可） 母子生活支援施設：市及び福祉事務所設置町村  
都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

## 3. 補助基準額（案）

### 社会的養護自立支援事業

- ・支援コーディネーター配置 1か所当たり 6,131千円
- ・居住費支援 1人当たり月額 里親86千円、ファミリーホーム173千円、児童養護施設309千円、児童心理治療施設439千円、児童自立支援施設417千円、自立援助ホーム224千円、母子生活支援施設105千円 新規、一般住宅（就学後中退した者）50千円
- ・生活費支援 1人当たり月額 就学・就労をしていない者50,540円、就学している者11,020円、一般住宅（就学後中退した者）50,000円、児童用採暖費2,225円
- ・生活相談支援 1か所当たり 常勤2名以上配置12,150千円、左記以外8,913千円
- ・就労相談支援 1チーム当たり 5,732千円

- ・学習費等支援 新規
- 特別育成費 基本額 1人あたり月額 23,985円 資格取得等特別加算 1人あたり 56,570円
- 補習費 1人あたり月額 15,000円 補習費特別分 1人あたり月額 25,000円
- 就職支度費 一般分 1人あたり 81,260円 特別基準分 1人あたり 194,930円
- 大学進学等自立生活支度費 一般分 1人あたり81,260円 特別基準分 1人あたり194,930円

### 身元保証人確保対策事業

- ・就職時の身元保証 年間保険料 10,560円
- ・賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 年間保険料 19,152円
- ・大学・高等学校等入学時の身元保証 年間保険料 10,560円

## 4. 補助率

- 国：1 / 2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1 / 2
- 国：1 / 2、都道府県：1 / 4、市及び福祉事務所設置町村：1 / 4

### 支援コーディネーター (全体を統括)

関係機関と連携しながら、継続支援計画に基づく支援状況を把握し、生活状況の変化などに応じて計画を見直し

### 生活相談支援担当職員 (生活相談支援)

- ・居住、家庭、交友関係・将来への不安等に関する生活上の相談支援
- ・対象者が気軽に集まる場を提供する等の自助グループ活動の育成支援 等

### 就労相談支援担当職員 (就労相談支援)

- ・雇用先となる職場の開拓 ・就職面接等のアドバイス
- ・事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ 等

対象者の状況に応じて必要な支援を実施

支援担当者会議の開催  
(本人・児相・里親・職員等)

継続支援計画の作成  
(措置解除前に作成)

措置解除



里親・児童養護施設等

18歳

(措置延長の場合は20歳)



家庭復帰・自立

家賃・生活費について「自立支援資金貸付事業」の活用が可能



里親・児童養護施設等

拡充 母子生活支援施設を追加

- ・居住費支援 (里親・施設の居住費を支援)
- ・生活費支援 (大学進学者等の生活費を支援)
- ・学習費等支援 (進学希望者の学習塾費等を支援) **新規**

身元保証 (就職時、賃貸住宅等の賃借時、大学等進学時の身元保証 (身元保証人 (里親、施設長等) の損害保険料を支援))

22歳

# 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の概要

## 1. 目的

次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業。（児童福祉法第6条の3第1項）

- 一 義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者であつて、措置解除者等（第27条第1項第三号に規定する措置（政令で定めるものに限る。）を解除された者その他政令で定める者をいう。次号において同じ。）であるもの
- 二 学校教育法第50条に規定する高等学校の生徒、同法第83条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であつて、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの（満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満20歳未満義務教育終了児童等であつたものに限る。）のうち、措置解除者等であるもの

## 2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

## 3. 設備について

入居者の居室（一室の定員はおおむね2人以下、一人につき4.95㎡以上、男女別）、入居者が日常生活を営む上で必要な設備、食堂等入居者が相互に交流を図ることができる設備

## 4. 職員配置について

指導員、管理者（指導員を兼ねることができる）

【指導員の配置（単位：人）】

入居定員	6人まで	7～9人	10～12人	13～15人	16～18人	19人以上
指導員数（補助員を含む）	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

## 5. 施設数

家庭福祉課調べ（各年10月1日現在）

	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
か所数	9 9	1 1 3	1 1 8	1 2 3	1 4 3	1 5 4

## 子供・若者育成支援推進大綱 点検・評価シート

### 項目：2．困難を有する子供・若者やその家族の支援 (2) 困難な状況ごとの取組 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等

府省名：内閣府（青少年環境整備）

#### (1) 大綱策定（平成28年2月）から現在までの主な取組

- 昭和54年度以来、毎年7月に「青少年の非行・被害防止全国強調月間」を、内閣府が主唱して、関係省庁等の参加と関係団体の協力・協賛を得て、国民の意識の高揚を図り、青少年の非行・被害防止のための活動を全国で集中的に実施している。
- 少年非行に対する様々な取組を実施している関係府省庁9課長による「少年非行対策課長会議」を開催し、少年非行対策の推進について密接な連絡、情報交換、協議を行い、連携して少年非行の未然防止施策を推進している。

#### (2) 取組の進捗に係る自己評価

- 平成15年の刑法犯少年の検挙人員は約14万4千人であり、検挙人員に対する人口比（1,000人当たりの検挙人員）は、17.5人だったが、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」を含めた、関係省庁等の補導活動や再犯防止に関する取組などにより、平成30年の刑法犯少年の検挙人員は約2万3千人となり、人口比（1,000人当たりの検挙人員）についても、3.4人といずれも大幅な減少傾向となっている。

#### (3) 現在の課題と今後の方向性

- 現在、少年の非行数及び人口比（1,000人当たりの検挙人員）は、平成30年の成人と比較した人口比は成人1.7人に対し、少年3.4人と2倍の数値となっており、依然として少年非行対策に取り組んでいく必要がある。また近年、少年による大麻事犯や振り込め詐欺事犯が増加しており、平成30年の少年による大麻事犯検挙数は（429人、平成29年比+132人）振り込め詐欺事犯検挙数は（746人、平成29年比+271人）であり、新たな非行形態に対する原因究明や現在の社会情勢、非行の現状に的確に対応した対策が求められる。

内閣府では、昭和52年から概ね10年周期で非行原因調査を実施しており、来年度実施予定の非行原因調査を通じて、関係省庁と非行対策について共通認識を図るとともに、有識者からの意見も聴取するなど、少年非行の防止にとって真に必要な対策を講じていく。

# 「非行・被害防止全国強調月間」について

## ■ 1 経緯等

内閣府では、昭和 54 年度以来毎年7月を「青少年を非行から守る全国強調月間」としてきたが、平成 22 年度に、児童買春や児童ポルノといった福祉犯の被害防止も重点課題に加え、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と名称変更して実施してきている。

本年度も、青少年を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、引き続き、幅広い関係省庁の参加と関係団体の協力・協賛を得て、国民の意識の高揚を図り、青少年の非行・被害防止のための活動を全国で集中的に実施する。

## ■ 2 主唱及び参加省庁等

・主唱	内閣府
・参加省庁等	各省庁、都道府県、市区町村
・協力団体	25 団体(青少年育成関係団体 等)
・協賛団体	61 団体(業界団体 等)

## ■ 3 令和元年度 最重点課題及び重点課題

■ 最重点課題 インターネット利用に係る子供の性被害の防止

■ 重点課題1 有害環境への適切な対応

■ 重点課題2 薬物乱用対策の推進

■ 重点課題3 不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止

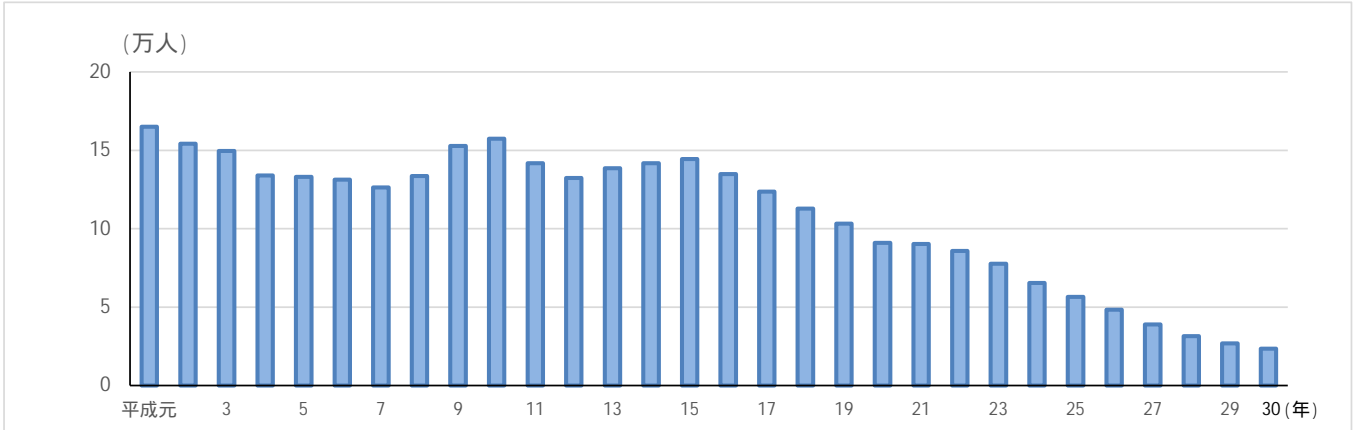
■ 重点課題4 再非行(犯罪)の防止

■ 重点課題5 いじめ・暴力行為等の問題行動への対応



# 令和元年 警察白書（抄）

刑法犯少年の検挙人員の推移（平成元年～30年）



刑法犯少年の人口比の推移（平成元年～30年）

